

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」に係る調書の標準様式の制定について（法令解釈通達）</p> <p>（省略）</p> <p>（趣旨） （省略）</p> <p>別紙 1 （様式省略）</p> <p>（備 考） 1（省略） 2 (1)、(2)（省略） (3) 「国内の送金者又は受領者の個人番号又は法人番号」の欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 16 項に規定する法人番号を記載すること。 (4)～(15)（省略）</p> <p>別紙 2 （様式省略）</p> <p>（備 考） 1（省略） 2 (1)、(2)（省略） (3) 「国外証券移管者又は受入者の個人番号又は法人番号」の欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 16 項に規定する法人番号を記載すること。 (4)～(14)（省略）</p> <p>別紙 3 （様式省略）</p> <p>（備 考） 1（省略） 2 (1)、(2)（省略） (3) 「国外電子決済手段移転者又は受入者の個人番号又は法人番号」の欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 16 項に規定する法人番号を記載すること。 (4)～(14)（省略）</p>	<p>「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」に係る調書の標準様式の制定について（法令解釈通達）</p> <p>（同左）</p> <p>（趣旨） （同左）</p> <p>別紙 1 （同左）</p> <p>（備 考） 1（同左） 2 (1)、(2)（同左） (3) 「国内の送金者又は受領者の個人番号又は法人番号」の欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号を記載すること。 (4)～(15)（同左）</p> <p>別紙 2 （同左）</p> <p>（備 考） 1（同左） 2 (1)、(2)（同左） (3) 「国外証券移管者又は受入者の個人番号又は法人番号」の欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号を記載すること。 (4)～(14)（同左）</p> <p>別紙 3 （同左）</p> <p>（備 考） 1（同左） 2 (1)、(2)（同左） (3) 「国外電子決済手段移転者又は受入者の個人番号又は法人番号」の欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号を記載すること。 (4)～(14)（同左）</p>